

令和8年度 整理補助員募集要項

- 1 雇用期間 令和8年5月11日（月）から令和9年3月12日（金）まで
- 2 契約更新の有無 更新する場合がある。更新の契約は次により判断する。
 - ・契約期間満了時の業務量
 - ・従事している業務の進捗状況
 - ・勤務成績
 - ・通勤の状況
 - ・事業団の経営状況また、事業団との契約が通算5年を超える場合は更新しない。
- 3 職 種 整理補助員
- 4 業務内容 埋蔵文化財の整理作業の補助
- 5 勤務場所 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団本部
(熊谷市船木台4丁目4番地1)
- 6 就業日・時間
勤務形態A
午前9時から午後5時まで（休憩時間12：00から13：00まで）
月曜日から金曜日の週5日で、休日以外（8割以上出勤が条件）
令和9年3月末の年齢が65歳までとする。
社会保険加入
時間外勤務は命じない
勤務形態B
午前9時から午後14時45分まで（休憩時間12：00から13：00まで）
月曜日から金曜日の週4日で（週19時間）
ひと月12日以上の出勤を条件とする。
令和9年3月末の年齢が71歳までとする。
時間外勤務は命じない
事業団以外で雇用契約を締結している場合（いわゆるダブルワーク）は、必ず申し出ること。また、事業団と他の事業所との勤務時間を合わせて、1日8時間または週40時間を超える場合は、応募できない。
- 7 休 日 毎週土・日曜日、国民の祝日
その他天候又は監督者不在等の事情で作業ができない日
- 8 有給休暇 勤務形態Aは、ひと月ごとに、勤務可能日数の8割以上の勤務実績があった場合に限り、1日ずつ有給休暇を付与する。付与日数の年間の上限は、10日とする。
勤務形態Bは、ひと月で12日以上の出勤実績があった場合に1日ずつ有給休暇を付与する。日数の年間の上限は、7日とする。
- 9 賃 金 等 基準賃金 勤務形態A：日額8,876円

勤務形態B：日額6,023円

遅刻早退等は時間数に応じ、時間割額を減額する。

(1時間につき1,268円を減額する。)

基準賃金のほか、事業団の定めによる通勤手当(上限あり)を支給する。

賞与、昇格、昇給、退職金はなし。

- | | | |
|----|-------|--|
| 10 | 賃金締切日 | 毎月末日 |
| 11 | 賃金支払日 | 毎締切日の翌月の14日
(支払日が土・日曜日、国民の祝日等の場合は、その前日) |
| 12 | 労働保険 | 労災保険全員加入。雇用保険は雇用保険法上の規定により勤務形態Aは加入し、勤務形態Bは加入しない。 |
| 13 | 社会保険 | 勤務形態A：加入 勤務形態B：非加入 |
| 14 | その他 | 公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団臨時職員就業規則による。 |